公告

諸事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成25年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

国営富士見土地改良事業（農地防災、農地機能保全一農地保全）

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成25年３月18日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 17 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

平成23年発生直轄災害復旧事業道前道後平野地区

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 17 日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年５月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　宇野ブリッジ株式会社　宇野　恭生　三重県松阪市大津町1607番地　４　国土交通大臣許可（特―23）第21895号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年４月４日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 17 日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年５月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社野田建設　野田　康彦　岐阜県関市緑ヶ丘２－５―78　国土交通大臣許可（特―24）第2509号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年４月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 17 日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年５月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジクリーン工業株式会社　渡辺　嘉一　愛知県名古屋市千種区今池４－１－４　国土交通大臣許可（般―24）第7017号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年４月25日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 17 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

1　処分をした年月日　平成25年５月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新四国ホーム株式会社　鈴木欽次郎　香川県高松市伏石町2061―７　国土交通大臣許可（般―23）第13185号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人河野正が辞任したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成１９年（家）第１４０号

静岡県賀茂郡南伊豆町毛倉野525番地の２

申立人　松﨑　達治

本籍静岡県賀茂郡南伊豆町青市1822番地72、最後の住所静岡県賀茂郡南伊豆町青市1822番地の72、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日平成19年４月１日、出生の場所栃木県那須郡那珂村、出生年月日昭和11年９月１日、職業不詳

被相続人　亡　髙野　義美

事務所静岡県下田市東本郷２丁目９番15号　伊豆新聞社ビル３階　下田ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　山田　圭太

静岡家庭裁判所下田支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第６２号

長野県飯田市上殿岡19番地14

申立人　細井　敏通

本籍長野県飯田市時又1035番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日平成23年11月16日、出生の場所長野県下伊那郡神稲村、出生年月日大正５年２月26日、職業無職

被相続人　亡　今村みよし

催告期間満了日　平成25年12月24日

長野家庭裁判所飯田支部

平成２５年（家）第６３号

長野県飯田市大瀬木4056番地１

申立人　木下　伸二

本籍長野県飯田市松尾代田809番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日平成24年９月24日、出生の場所東京市芝区、出生年月日大正15年６月19日、職業無職

被相続人　亡　大嶋　久江

催告期間満了日　平成25年12月24日

長野家庭裁判所飯田支部

平成２５年（家）第７４３号

岐阜県岐阜市川端町13―１　イーストアサノ２階　古田修法律事務所

申立人　古田　　修

本籍岐阜県羽島市堀津町2370番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岐阜県羽島市、死亡年月日平成24年７月17日、出生の場所岐阜県羽島郡堀津町、出生年月日昭和17年１月11日、職業無職

被相続人　亡　浅野　康弘

催告期間満了日　平成25年12月26日

岐阜家庭裁判所

平成２５年（家）第２７０号

静岡県磐田市下本郷266番地58

申立人　森西　　正

本籍愛知県豊橋市向山大池町39番地、最後の住所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日688番地、死亡の場所浜松市北区、死亡年月日平成24年５月８日、出生の場所静岡県浜名郡知波田村、出生年月日大正11年３月22日、職業無職

被相続人　亡　岡部　佳春

催告期間満了日　平成25年12月28日

静岡家庭裁判所浜松支部